

農地の貸借は、令和7年4月から原則として農地中間管理事業になりました。

農地中間管理事業とは

知事が指定する農地中間管理機構が、地域計画(目標地図)に位置づけた受け手に対し、出し手から借り受けた農地を貸し付ける事業です。

地域計画(目標地図)が策定されていない地域では、農業委員会の要請に応じて農地の貸借をします。

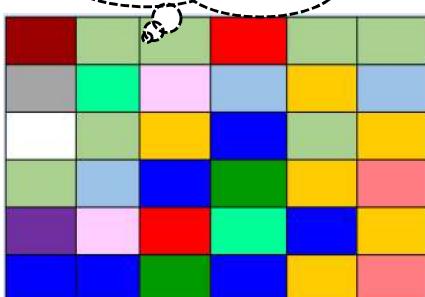
令和7年4月からの仕組み

〈 令和7年4月以降 〉
地域計画(目標地図)の
実現に向けた農地バンク
による農地の貸借



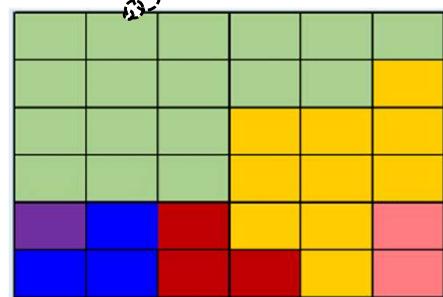
目標地図とは、地域の農業者等による協議を踏まえ市町村が作成する「地域計画」において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。市町村は、隨時更新を実施。

農業者それぞれの
農地がバラバラに混在



農地中間管理事業による農地の
貸借で、「地域計画(目標地図)」の
実現を！

農業者ごとにまとめて、使いやすく！



この事業の詳しい内容・ご相談は、下記にお問い合わせ下さい

貸借したい農地がある市町村(農政担当課)、農業委員会、JA等

(公財)福岡県農業振興推進機構:「農地中間管理機構」
福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階
電話番号:092-716-8355